

## 第 7 3 号議案

中野区保育所保育料等の徴収等に関する条例の一部を改正する  
条例

上記の議案を提出します。

令和元年 9 月 1 1 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

子ども・子育て支援法等の改正による幼児教育・保育の無償化に伴い、規定を整備する必要がある。

## 中野区保育所保育料等の徴収等に関する条例の一部を改正する 条例

中野区保育所保育料等の徴収等に関する条例（平成10年中野区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。
- (2) 保護者等 子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者（法第56条第2項の規定による法第51条第4号又は第5号に規定する費用の徴収については、本人又はその扶養義務者）をいう。
- (3) 保育標準時間認定 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項に規定する1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分に係る保育必要量の認定をいう。
- (4) 保育短時間認定 子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項に規定する1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分に係る保育必要量の認定をいう。
- (5) 所得割課税額 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額によって課する市町村民税（特別区民税を含む。以下単に「市町村民税」という。）であって同法の規定によって計算された所得割の額を基準として規則

で定めるところにより計算した額をいう。

第3条第1項中「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する支給認定子ども（以下単に「支給認定子ども」という。）の同項に規定する支給認定保護者又は扶養義務者（法第56条第2項の規定による法第51条第4号又は第5号に規定する費用の徴収については、本人又はその扶養義務者。以下「保護者等」と総称する。）」を「教育・保育給付認定子どもの保護者等」に改め、同条第2項中「子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項に規定する1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分に係る保育必要量の認定（以下「保育標準時間認定」という。）」を「保育標準時間認定」に、「同項に規定する1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分に係る保育必要量の認定（以下「保育短時間認定」という。）」を「保育短時間認定」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第4条第1項中「額は」の次に「、次項に規定する教育・保育給付認定子どもに係る保育料を除き」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 3歳以上の教育・保育給付認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）に係る保育料は、無料とする。

第4条第3項中「別表第1に定めるC1階層からC6階層まで及びC7階層のうち現年度分の所得割課税額が57,700円未満に属する世帯並びに別表第2に定めるC1階層からC6階層まで及びC7階層のうち現年度分の所得割課税額が57,700円未満に属する世帯において、支給認定子ども」を「生計を一にする世帯において、教育・保育給付認定子ども」に、「第14条の2第1項」を「第14条」

に、「当該支給認定子ども」を「当該教育・保育給付認定子ども」に改め、同項各号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第4項中「前3項」を「第1項及び前項」に、「第4条第4項」を「第4条第2項第6号」に、「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に改め、同項各号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第5項中「第2項における最年長の児童が2人以上いる場合、」を削り、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「及び」を「、」に、「の取扱い」を「その他前2項の規定による保育料の軽減措置の取扱い」に改める。

第10条第2項中「保育料の月額」の次に「（前項の保護者が子ども・子育て支援法第30条の4第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る同法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者の場合にあつては、同法第30条の11第1項の規定により当該施設等利用給付認定保護者が支給を受けた同項の施設等利用費の月額）」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

保育料徴収基準（保育標準時間認定）

各月初日における世帯の階層区分		基準月額（円）
階層区分	定義	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）	0

	による支援給付受給世帯	
B	現年度分の市町村民税非課税世帯	0
C 1	現年度分の市町村民税のうちの均等割課税額のみ在世帯（所得割非課税世帯）	1, 900
C 2	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が24, 300円未満の世帯	2, 400
C 3	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が24, 300円以上48, 600円未満の世帯	3, 100
C 4	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が48, 600円以上51, 000円未満の世帯	6, 700
C 5	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が51, 000円以上53, 000円未満の世帯	8, 300
C 6	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が53, 000円以上55, 000円未満の世帯	9, 400
C 7	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が55, 000円以上77, 101円未満の世帯	15, 400
C 8	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が77, 101円以上79, 000円未満の世帯	19, 100
C 9	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が79, 000円以上97, 000円未満の世帯	21, 500

	00円未満の世帯	
C10	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が97,000円以上115,000円未満の世帯	23,600
C11	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が115,000円以上133,000円未満の世帯	25,500
C12	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が133,000円以上161,000円未満の世帯	27,500
C13	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が161,000円以上190,000円未満の世帯	29,200
C14	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が190,000円以上211,000円未満の世帯	31,000
C15	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が211,000円以上231,000円未満の世帯	32,500
C16	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が231,000円以上252,000円未満の世帯	34,200
C17	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が252,000円以上273,000円未満の世帯	35,700
C18	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が273,000円以上29	37,200

	2,000円未満の世帯	
C19	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が292,000円以上303,000円未満の世帯	38,500
C20	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が303,000円以上315,000円未満の世帯	40,000
C21	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が315,000円以上342,000円未満の世帯	43,400
C22	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が342,000円以上370,000円未満の世帯	46,100
C23	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が370,000円以上397,000円未満の世帯	48,900
C24	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が397,000円以上425,000円未満の世帯	51,300
C25	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が425,000円以上482,000円未満の世帯	53,700
C26	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が482,000円以上615,000円未満の世帯	57,500
C27	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が615,000円以上78	61,800

	6,000円未満の世帯	
C28	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が786,000円以上908,000円未満の世帯	66,100
C29	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が908,000円以上1,031,000円未満の世帯	70,400
C30	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が1,031,000円以上の世帯	74,700

備考

- 1 この表において「均等割課税額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額によって課する市町村民税であって同法の規定によって計算された均等割の額を基準として規則で定めるところにより計算した額をいう。
- 2 第3条第1項に規定する者で、市町村民税の賦課期日（地方税法第318条に規定する賦課期日をいう。以下同じ。）において同法の施行地に住所を有しないため、市町村民税が課されない者が属する世帯については、規則で定めるところにより、当該者の申告に基づく収入の額を基礎として算定した額を同法その他の市町村民税に関する法令の規定により市町村民税が課される所得の額とみなして、この表を適用する。
- 3 B階層からC30階層までの階層区分については、A階層に属する世帯には適用しない。
- 4 4月から8月までの月分の保育料の額に係るこの表の適用については、「現年度分」とあるのは、「前年度分」とする。

別表第2（第4条関係）



保育料徴収基準（保育短時間認定）

各月初日における世帯の階層区分		基準月額（円）
階層区分	定義	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0
B	現年度分の市町村民税非課税世帯	0
C 1	現年度分の市町村民税のうちの均等割課税額のみ在世帯（所得割非課税世帯）	1, 800
C 2	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が24, 300円未満の世帯	2, 300
C 3	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が24, 300円以上48, 600円未満の世帯	3, 000
C 4	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が48, 600円以上51, 000円未満の世帯	6, 500
C 5	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が51, 000円以上53, 000円未満の世帯	8, 100
C 6	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が53, 000円以上55, 000円未満の世帯	9, 200

C 7	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が55,000円以上77,101円未満の世帯	15,100
C 8	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が77,101円以上79,000円未満の世帯	18,700
C 9	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が79,000円以上97,000円未満の世帯	21,100
C 10	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が97,000円以上115,000円未満の世帯	23,100
C 11	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が115,000円以上133,000円未満の世帯	25,000
C 12	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が133,000円以上161,000円未満の世帯	27,000
C 13	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が161,000円以上190,000円未満の世帯	28,700
C 14	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が190,000円以上211,000円未満の世帯	30,400
C 15	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が211,000円以上231,000円未満の世帯	31,900

C16	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が231,000円以上252,000円未満の世帯	33,600
C17	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が252,000円以上273,000円未満の世帯	35,000
C18	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が273,000円以上292,000円未満の世帯	36,500
C19	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が292,000円以上303,000円未満の世帯	37,800
C20	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が303,000円以上315,000円未満の世帯	39,300
C21	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が315,000円以上342,000円未満の世帯	42,600
C22	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が342,000円以上370,000円未満の世帯	45,300
C23	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が370,000円以上397,000円未満の世帯	48,000
C24	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が397,000円以上425,000円未満の世帯	50,400

C25	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が425,000円以上482,000円未満の世帯	52,700
C26	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が482,000円以上615,000円未満の世帯	56,500
C27	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が615,000円以上786,000円未満の世帯	60,700
C28	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が786,000円以上908,000円未満の世帯	64,900
C29	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が908,000円以上1,031,000円未満の世帯	69,200
C30	現年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が1,031,000円以上の世帯	73,400

#### 備考

- この表において「均等割課税額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額によって課する市町村民税であって同法の規定によって計算された均等割の額を基準として規則で定めるところにより計算した額をいう。
- 第3条第1項に規定する者で、市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しないため、市町村民税が課されない者が属する世帯については、規則で定めるところにより、当該者の申告に基づく収入の額を基礎として算定した額を同法

その他の市町村民税に関する法令の規定により市町村民税が課される所得の額とみなして、この表を適用する。

3 B階層からC30階層までの階層区分については、A階層に属する世帯には適用しない。

4 4月から8月までの月分の保育料の額に係るこの表の適用については、「現年度分」とあるのは、「前年度分」とする。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の中野区保育所保育料等の徴収等に関する条例の規定は、令和元年10月1日以後の保育所の利用に係る保育料及び保育サービスに係る利用者負担額の適正化のための措置に係る補助について適用し、同日前の保育所の利用に係る保育料及び保育サービスに係る利用者負担額の適正化のための措置に係る補助については、なお従前の例による。